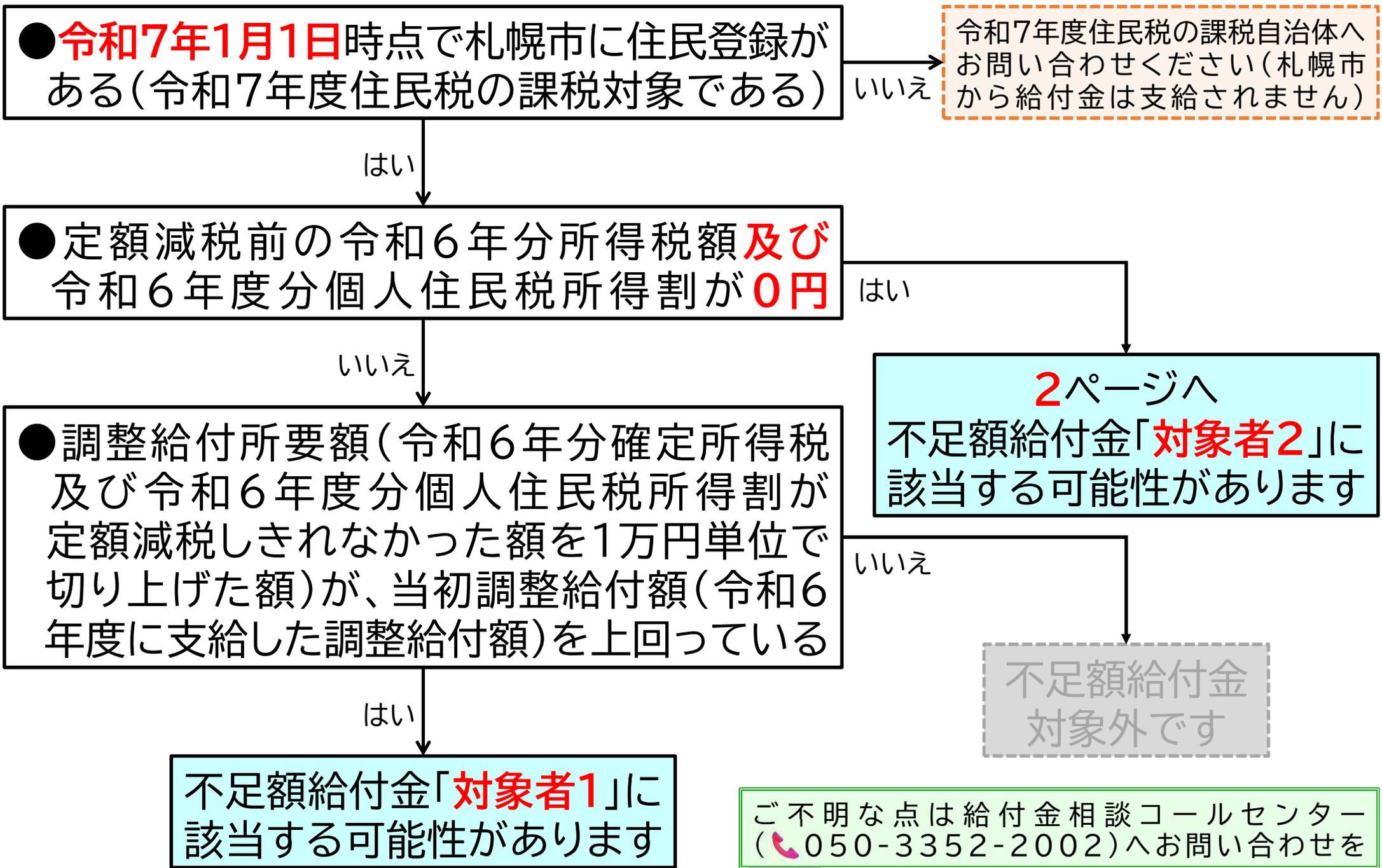


不足額給付金判定フローチャート(対象者1)



不足額給付金判定フローチャート(対象者2)

●令和7年1月1日時点で札幌市に住民登録がある(令和7年度住民税の課税対象である)

いいえ

令和7年度住民税の課税自治体へお問い合わせください(札幌市から給付金は支給されません)

はい

●定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割が0円

いいえ

はい

●令和6年中に青色事業専従者又は白色事業専従者であった
又は
●令和6年分及び令和5年分の合計所得金額が48万円を超える

いいえ

1ページへ不足額給付金「対象者1」に該当する可能性があります

はい

●低所得世帯等への給付金の支給対象世帯又は支給対象者ではない

いいえ

不足額給付金対象外です

はい

不足額給付金「対象者2」に該当する可能性があります

ご不明な点は給付金相談コールセンター(☎050-3352-2002)へお問い合わせを